

公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則の一部改正について

このことについて、公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則を一部改正したいので、別添案を添えて請議します。

令和4年10月17日提出

教育長 飯 田 靖

説 明

この案を提出するのは、雇用保険法等の一部を改正する法律の施行等に伴い関係規定を整備する必要があるからである。

公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則の一部改正の概要

第1 改正の概要

雇用保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、失業者の退職手当の支給期間に係る特例の要件について定める等

第2 改正の理由

- 1 雇用保険法等の一部を改正する法律の施行（令和4年3月31日公布、同年7月1日施行）により、公立学校職員の退職手当に関する条例（以下「条例」という。）の一部改正（令和4年9月定例県議会提出中、公布日施行）を行っており、条例から規則に委任された具体的な取扱いについて規定を定めるため。
- 2 退職手当における在職期間の通算について、条例の改正に伴い、具体的な取扱いを規則に規定するため。
- 3 失業者の退職手当の支給手続き等において、性的指向及び性自認の多様性に配慮するため。

第3 改正の内容

- 1 基本手当（失業等給付）の受給資格者が起業等[※]した場合に、当該事業の実施期間を失業等給付の受給期間に算入しない特例が設けられたことに伴い、次の事項を定める。

※ 起業等
①事業を開始した場合
②事業に専念し始めた場合
③事業の準備に専念し始めた場合

 - (1)支給期間に算入しない期間は最大3年とすること
 - (2)特例の対象外とする事業
 - (3)事業の開始時や休止、廃止時の届出の手続き方法等
- 2 退職手当における在職期間の通算について、条例において、規則に委任された要件（在職期間に通算する要件等）についての規定を定める。

【任命権者が定める取扱い例】

<通算規定のない自治体から転入する場合>

事務職員 | 他県職員 | **本県職員** → 在職期間として通算しない

(参考)

教育職員の場合は、通算規定のない自治体から転入する場合であっても、在職期間として通算する

他県職員

本県職員

(現行の取扱いと同じ)

- 3 様式内の性別記載欄を廃止する。

第4 施行期日

公布日（失業者の退職手当に係る規定については、令和4年7月1日から適用）

公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年 月 日

愛知県教育委員会規則第 号

愛知県教育委員会教育長 飯田 靖

公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則（昭和三十年愛知県教育委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十条」を「第二十一条」に改める。

第三条中「掲げる者」の下に「（第六号から第九号までに掲げる者については、任命権者が定める者を除く。）」を加える。

第五条の三の二第一項第一号中「（昭和四十九年法律第百十六号）」を削り、同条を第五条の三の六とし、第五条の三の次に次の四条を加える。

（条例第十条第三項に規定する教育委員会規則で定める事業）

第五条の三の二 条例第十条第三項に規定する教育委員会規則で定める事業は、次に掲げる事業とする。

- 一 その事業を開始した日又はその事業に専念し始めた日から起算して、三十日を経過する日が、条例第十条第一項に規定する雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第二十条第一項を適用した場合における同項各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める期間の末日後であるもの
- 二 その事業について当該事業を実施する受給資格者が第十六条の十二第一号又は第二号に掲げる退職手当の支給を受けたもの
- 三 その事業により当該事業を実施する受給資格者が自立することができないと任命権者が認められたもの

（条例第十条第三項に規定する教育委員会規則で定める職員）

第五条の三の三 条例第十条第三項に規定する教育委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

一 条例第十条第一項に規定する退職の日以前に同条第三項に規定する事業を開始し、当該退職の日後に当該事業に専念する職員

二 前号に掲げるもののほか、条例第十条第一項に規定する退職の日後に同条第三項に規定する事業を開始した職員に準ずるものとして任命権者が認めた職員

（雇用保険法第二十条の二に規定する場合に相当する場合）

第五条の三の四 条例第十条第三項に規定する雇用保険法第二十条の二に規定する場合に相当するものとして教育委員会規則で定める場合は、条例第十条第一項に規定する退職の日後に同条第三項に規定する事業を開始した職員又は前条に規定する職員が任命権者にその旨を申し出た

場合とする。

(支給期間についての特例)

第五条の三の五 条例第十条第三項の規定による支給期間についての特例は、同項に規定する事業の実施期間（当該実施期間の日数が四年から同条第一項の規定により算定される支給期間の日数を除いた日数を超える場合における当該超える日数を除く。）を同条第一項の規定による支給期間に算入しないこととする。

第十六条の六第一項中「受給期間延長申請書」を「受給期間延長等申請書」に、「受給資格証」を「医師の証明書その他の同項に規定する理由に該当することの事実を証明することができる書類及び受給資格証」に、「提出することによつて行うものとする」を「提出してしなければならない」に改め、同条第二項中「に規定する申出は、」を「の申出は、当該申出に係る者が」に改め、同条第三項中「に規定する申出」を「の申出」に改め、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項中「受給期間延長通知書の」を「受給期間延長等通知書の」に、「その」を「、その」に、「掲げる」を「定める」に、「記載し」を「記載した上」に改め、同条第一号中「受給期間延長申請書」を「その者が提出した受給期間延長等申請書」に、「受給期間延長通知書」を「交付を受けた受給期間延長等通知書」に改め、同条第二号中「受給期間延長通知書」を「交付を受けた受給期間延長等通知書」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「に規定する申出」を「の申出」に、「受給期間延長通知書」を「受給期間延長等通知書」に、「交付するとともに、受給資格証に必要な事項を記載し」を「交付しなければならない。この場合（第一項において準用する第十六条の四の二第一項ただし書の規定により受給資格証を添えないでされた第一項の申出を受けた場合を除く。）において、任命権者は、受給資格証に必要な事項を記載した上」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 第二項ただし書の場合における第一項の申出は、受給期間延長等申請書に、同項に定めるもののほか、天災その他の申出をしなかつたことについてやむを得ない理由があることを証明することができる書類を添えてしなければならない。

第十六条の六の次に次の一条を加える。

(支給期間の特例の申出)

第十六条の六の二 第五条の三の四の規定による申出は、受給期間延長等申請書に登記事項証明書その他の条例第十条第一項に規定する退職の日後に同条第三項に規定する事業を開始した職員又は第五条の三の三に規定する職員に該当することの事実を証明することができる書類及び受給資格証を添えて任命権者に提出することによつて行うものとする。第十六条の四の二第一項ただし書の規定は、この場合について準用する。

2 前項の申出は、当該申出に係る者が条例第十条第三項に規定する事業を開始した日又は当該事業に専念し始めた日の翌日から起算して、二か月以内にしなければならない。ただし、天災その他申出をしなかつたことについてやむを得ない理由があるときは、この限りでない。

- 3 前条第三項及び第四項の規定は、前項ただし書の場合における第一項の申出について準用する。
 - 4 任命権者は、第一項の申出をした者が条例第十条第一項に規定する退職の日後に同条第三項に規定する事業を開始した職員又は第五条の三の三に規定する職員に該当すると認めるときは、その者に受給期間延長等通知書を交付しなければならない。この場合（第一項において準用する第十六条の四の二第一項ただし書の規定により受給資格証を添えないでされた第一項の申出を受けた場合を除く。）において、任命権者は、受給資格証に必要な事項を記載した上、返付しなければならない。
 - 5 前項の規定により受給期間延長等通知書の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、速やかに、その旨を任命権者に届け出るとともに、当該各号に定める書類を提出しなければならない。この場合において、任命権者は、提出を受けた書類に必要な事項を記載した上、返付しなければならない。
 - 一 その者が提出した受給期間延長等申請書の記載内容に重大な変更があつた場合 交付を受けた受給期間延長等通知書
 - 二 条例第十条第三項に規定する事業を廃止し、又は休止した場合 交付を受けた受給期間延長等通知書及び受給資格証
 - 6 第十六条の四の二第一項ただし書の規定は、前項の場合について準用する。
 - 第二十条を第二十一条とし、第十九条を第二十条とし、第十八条を第十九条とし、第十七条を第十八条とし、第五章中同条の前に次の一条を加える。
(条例第十九条第二項に規定する教育委員会規則で定める場合)
- 第十七条 条例第十九条第二項に規定する教育委員会規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。
- 一 職員（任期を定めて採用された職員を除き、任命権者が定める職員に限る。）が引き続き第三条第六号から第九号までに掲げる者となつた場合
 - 二 任期を定めて採用された職員（任命権者が定める職員に限る。）が引き続き第三条第六号から第九号までに掲げる者となつた場合

様式第十五号中

職名		性別	男・女	生年月日 及び年齢	年	月	日	満	歳
----	--	----	-----	--------------	---	---	---	---	---

を

職名		生年月日 及び年齢	年	月	日	満	歳
----	--	--------------	---	---	---	---	---

に改める。

様式第十四号中

退職時の給 料月額 (予定)	職 () 級 調整数 ()	給 号 円	性 別	
----------------------	--------------------	-------------	--------	--

を

退職時の給 料月額 (予定)	職 () 級 調整数 ()	給 号 円		
----------------------	--------------------	-------------	--	--

に改める。

様式第18号（第16条の6、第16条の6の2関係）

受給期間延長等申請書				
○ 申請者	氏名		受給資格証番号	
	住所又は居所			
○ 退職年月日	年 月 日			
○ この申請書を提出する理由	イ 妊娠、出産、育児、疾病、負傷等により職業に就くことができないため			
	ロ 事業の開始等をしたため <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black; padding: 5px;"> 具体的理由 </div>			
○ のイの理由が疾病又は負傷の場合	傷病の名称		診療担当者	
○ 職業に就くことができない期間又は事業を実施する期間	年 月 日から 年 月 日まで			
公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則 <small>第16条の6第1項</small> の規定により、上記のとおり申請します。 <small>第16条の6の2第1項</small> 年 月 日 任命権者 殿 <div style="text-align: right;">申請者氏名</div>				
* 処 理 欄	延長期間 年 月 日から 年 月 日まで			
(添付書類) 失業者の退職手当受給資格証				

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

2 * 印欄には、記載しないこと。

様式第十八号及び様式第十九号を次のように改める。

様式第十六号(表)中

氏 名		性別	男・女
-----	--	----	-----

を

氏 名	
-----	--

に改め、同様式別紙中

もとの任命権者

を

任命権者

に改める。

様式第二十一号中

種 類	1 公共職業訓練	2 雇用保険法第63条第1項第3号の講習及び訓練	3 障害者の雇用の促進等に関する法律第13条の適応訓練
	4 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第25条第1項の計画に準拠した同項第3号の訓練	5 雇用保険法第6条第5号に規定する船員の職業能力の開発及び向上に資する訓練又は講習として厚生労働大臣が定めるもの	

を

種 類	1 公共職業訓練	2 雇用保険法第63条第1項第3号の講習及び訓練	3 障害者の雇用の促進等に関する法律第13条の適応訓練
	4 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第25条第1項の計画に準拠した同項第3号に掲げる訓練	5 雇用保険法第6条第5号に規定する船員の職業能力の開発及び向上に資する訓練又は講習として厚生労働大臣が定めるもの	6 職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律第4条第2項に規定する認定職業訓練

に
改
め

様式第19号（第16条の6、第16条の6の2関係）

受給期間延長等通知書			
申請者氏名		受給資格証番号	
申請受理年月日	年 月 日		
受給期間延長等の理由	イ 妊娠、出産、育児、疾病、負傷等により職業に就くことができないため ロ 事業の開始等をしたため 具体的理由		
職業に就くことができない期間又は事業を実施する期間	年 月 日から 年 月 日まで		
延長等後の受給期間満了年月日	年 月 日		
公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則第16条の6第5項第16条の6の2第4項の規定により、上記のとおり受給期間の延長等をする。 年 月 日 任命権者 印			

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

る。

様式第三十号から様式第三十二号までの規定中

氏	名		性別	男・女
---	---	--	----	-----

「
を
」

氏	名	
---	---	--

「
に改める。
」

附 則

1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則（以下「新規則」という。）第五条の三の二から第五条の三の五までの規定は、令和四年七月一日から適用する。

2 令和四年七月一日からこの規則の施行の日の前日までの間に新規則第十六条の六の二第一項の申出に係る者が公立学校職員の退職手当に関する条例（昭和二十九年愛知県条例第二十七号）第十条第三項に規定する事業を開始し、又は当該事業に専念し始めた場合における新規則第十条の六の二第二項の規定の適用については、同項中「当該申出に係る者が条例第十条第三項に規定する事業を開始した日又は当該事業に専念し始めた日」とあるのは、「公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則（令和四年愛知県教育委員会規則第 号）の施行の日」とする。

3 この規則の施行の際現に改正前の公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則の規定に基づいて作成されている申請書その他の用紙は、新規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則の一部改正新旧対照表

新

旧

目次

第一章～第四章 略

第五章 雑則（第十七条―第二十一条）

附則

（職員以外の公務員）

第三条 条例第七条第五項の規定により教育委員会規則で定める職員以外の公務員は、次に掲げる者（第六号から第九号までに掲げる者については、任命権者が定める者を除く。）とする。

一 以下 略

（条例第十条第三項に規定する教育委員会規則で定める事業）

第五条の三の二 条例第十条第三項に規定する教育委員会規則で定める事業は、次に掲げる事業とする。

一 その事業を開始した日又はその事業に専念し始めた日から起算して、三十日を経過する日が、条例第十条第一項に規定する雇用保険法

（昭和四十九年法律第十六号）第二十条第一項を適用した場合における同項各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める期間の末日後であるもの

二 その事業について当該事業を実施する受給資格者が第十六条の十二

第一号又は第二号に掲げる退職手当の支給を受けたもの

三 その事業により当該事業を実施する受給資格者が自立することがで

目次

第一章～第四章 略

第五章 雑則（第十七条―第二十条）

附則

（職員以外の公務員）

第三条 条例第七条第五項の規定により教育委員会規則で定める職員以外の公務員は、次に掲げる者とする。

一 以下 略

きないと任命権者が認めたもの

(条例第十条第三項に規定する教育委員会規則で定める職員)

第五条の三の三 条例第十条第三項に規定する教育委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

一 条例第十条第一項に規定する退職の日以前に同条第三項に規定する事業を開始し、当該退職の日後に当該事業に専念する職員

二 前号に掲げるもののほか、条例第十条第一項に規定する退職の日後に同条第三項に規定する事業を開始した職員に準ずるものとして任命権者が認めた職員

(雇用保険法第二十条の二に規定する場合に相当する場合)

第五条の三の四 条例第十条第三項に規定する雇用保険法第二十条の二に規定する場合に相当するものとして教育委員会規則で定める場合は、条例第十条第一項に規定する退職の日後に同条第三項に規定する事業を開始した職員又は前条に規定する職員が任命権者にその旨を申し出た場合とする。

(支給期間についての特例)

第五条の三の五 条例第十条第三項の規定による支給期間についての特例は、同項に規定する事業の実施期間(当該実施期間の日数が四年から同条第一項の規定により算定される支給期間の日数を除いた日数を超える場合における当該超える日数を除く。)を同条第一項の規定による支給期間に算入しないこととする。

(条例第十条第九項第二号に規定する教育委員会規則で定める者)

(条例第十条第九項第二号に規定する教育委員会規則で定める者)

第五条の三の六 条例第十条第九項第二号イに規定する次の各号に掲げる者として教育委員会規則で定める者は、当該各号に定める者とする。

一 雇用保険法第二十四条の二第一項第一号に掲げる者に相当する者
退職した職員であつて、同号に掲げる者に該当するもの

二以下 略

2 略

(受給期間延長の申出)

第十六条の六 条例第十条第一項の規定による申出は、受給期間延長等申請書（様式第十八号）に医師の証明書その他の同項に規定する理由に該当することの事実を証明することができる書類及び受給資格証を添えて任命権者に提出しなければならない。第十六条の四の二第一項ただし書の規定は、この場合について準用する。

2 前項の申出は、当該申出に係る者が条例第十条第一項に規定する理由に該当するに至つた日の翌日から、基本手当に相当する退職手当の支給を受ける資格に係る退職の日の翌日から起算して四年を経過する日までの間（同項の規定により加算された期間が四年に満たない場合は、当該期間の最後の日までの間）にしなければならない。ただし、天災その他申出をしなかつたことについてやむを得ない理由があるときは、この限りでない。

3 前項ただし書の場合における第一項の申出は、当該理由がやんだ日の翌日から起算して七日以内しなければならない。

第五条の三の二 同上

一 雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第二十四条の二第一項第一号に掲げる者に相当する者
退職した職員であつて、同号に掲げる者に該当するもの

二以下 略

2 略

(受給期間延長の申出)

第十六条の六 条例第十条第一項の規定による申出は、受給期間延長申請書（様式第十八号）に受給資格証を添えて任命権者に提出することによつて行うものとする。第十六条の四の二第一項ただし書の規定は、この場合について準用する。

2 前項に規定する申出は、条例第十条第一項に規定する理由に該当するに至つた日の翌日から、基本手当に相当する退職手当の支給を受ける資格に係る退職の日の翌日から起算して四年を経過する日までの間（同項の規定により加算された期間が四年に満たない場合は、当該期間の最後の日までの間）にしなければならない。ただし、天災その他申出をしなかつたことについてやむを得ない理由があるときは、この限りでない。

3 前項ただし書の場合における第一項に規定する申出は、当該理由がやんだ日の翌日から起算して七日以内しなければならない。

4] 第二項ただし書の場合における第一項の申出は、受給期間延長等申請書に、同項に定めるもののほか、天災その他の申出をしなかつたことについてやむを得ない理由があることを証明することができる書類を添えてしなければならない。

5] 任命権者は、第一項の申出をした者が条例第十条第一項に規定する理由に該当すると認めたときは、その者に受給期間延長等通知書（様式第十九号）を交付しなければならない。この場合（第一項において準用する第十六条の四の二第一項ただし書の規定により受給資格証を添えないでされた第一項の申出を受けた場合を除く。）において、任命権者は、受給資格証に必要な事項を記載した上、返付しなければならない。

6] 前項の規定により受給期間延長等通知書の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、速やかにその旨を任命権者に届け出るとともに、当該各号に定める書類を提出しなければならない。この場合において、任命権者は、提出を受けた書類に必要な事項を記載した上、返付しなければならない。

一 その者が提出した受給期間延長等申請書の記載内容に重大な変更があつた場合 交付を受けた受給期間延長等通知書

二 条例第十条第一項に規定する理由がやんだ場合 交付を受けた受給期間延長等通知書及び受給資格証

7] 略

（支給期間の特例の申出）

第十六条の六の二 第五条の三の四の規定による申出は、受給期間延長等

4] 任命権者は、第一項に規定する申出をした者が条例第十条第一項に規定する理由に該当すると認めたときは、その者に受給期間延長通知書（様式第十九号）を交付するとともに、受給資格証に必要な事項を記載し、返付しなければならない。

5] 前項の規定により受給期間延長通知書の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、速やかにその旨を任命権者に届け出るとともに、当該各号に掲げる書類を提出しなければならない。この場合において、任命権者は、提出を受けた書類に必要な事項を記載し、返付しなければならない。

一 受給期間延長申請書の記載内容に重大な変更があつた場合 受給期間延長通知書

二 条例第十条第一項に規定する理由がやんだ場合 受給期間延長通知書及び受給資格証

6] 略

申請書に登記事項証明書その他の条例第十条第一項に規定する退職の日後に同条第三項に規定する事業を開始した職員又は第五条の三の三に規定する職員に該当することの事実を証明することができる書類及び受給資格証を添えて任命権者に提出することによつて行うものとする。第十六条の四の二第一項ただし書の規定は、この場合について準用する。

2| 前項の申出は、当該申出に係る者が条例第十条第三項に規定する事業を開始した日又は当該事業に専念し始めた日の翌日から起算して、二か月以内になければならない。ただし、天災その他申出をしなかつたことについてやむを得ない理由があるときは、この限りでない。

3| 前条第三項及び第四項の規定は、前項ただし書の場合における第一項の申出について準用する。

4| 任命権者は、第一項の申出をした者が条例第十条第一項に規定する退職の日後に同条第三項に規定する事業を開始した職員又は第五条の三の三に規定する職員に該当すると認めるときは、その者に受給期間延長等通知書を交付しなければならない。この場合（第一項において準用する第十六条の四の二第一項ただし書の規定により受給資格証を添えないでされた第一項の申出を受けた場合を除く。）において、任命権者は、受給資格証に必要な事項を記載した上、返付しなければならない。

5| 前項の規定により受給期間延長等通知書の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、速やかに、その旨を任命権者に届け出るとともに、当該各号に定める書類を提出しなければならない。この場合において、任命権者は、提出を受けた書類に必要な事項を記載した

上、返付しなければならない。

一 その者が提出した受給期間延長等申請書の記載内容に重大な変更があつた場合 交付を受けた受給期間延長等通知書

二 条例第十条第三項に規定する事業を廃止し、又は休止した場合 交付を受けた受給期間延長等通知書及び受給資格証

6| 第十六条の四の二第一項ただし書の規定は、前項の場合について準用する。

(条例第十九条第二項に規定する教育委員会規則で定める場合)

第十七条 条例第十九条第二項に規定する教育委員会規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 職員(任期を定めて採用された職員を除き、任命権者が定める職員に限る。)が引き続き第三条第六号から第九号までに掲げる者(任期を定めて採用された者に限る。)となつた場合

二 任期を定めて採用された職員(任命権者が定める職員に限る。)が引き続き第三条第六号から第九号までに掲げる者となつた場合

(転出により不通算となつた場合の措置)

第十八条 略

(関係書類の提出等)

第十九条 略

(經由機関)

第二十条 略

(雑則)

(転出により不通算となつた場合の措置)

第十七条 略

(関係書類の提出等)

第十八条 略

(經由機関)

第十九条 略

(雑則)

第二十一条
略

第二十条
略

様式第14号 (第15条関係)

勸奨退職者調									
所属学校名	氏名			年齢			満		
所属コード	職員番号			生年月日			年 月 日		
職名	職() 級			号給			調整数() 円		
退職時の給料月額額(予定)	退職() 級			号給			調整数() 円		
退職予定年月日	勤続年数			退職手当所要見込額			円		
適用条文第	退職翌日の職業(予定)			退職() 級			号給		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第14号 (第15条関係)

勸奨退職者調									
所属学校名	氏名			年齢			満		
所属コード	職員番号			生年月日			年 月 日		
職名	職() 級			号給			調整数() 円		
退職時の給料月額額(予定)	退職() 級			号給			調整数() 円		
退職予定年月日	勤続年数			退職手当所要見込額			円		
適用条文第	退職翌日の職業(予定)			退職() 級			号給		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

失業者の退職手当受給資格証									
氏名		性別		年齢		満		歳	
住所又は居所		(郵便番号 ー)							
退職年月日	年月日	退職理由							
受給期間満了年月日	年月日	勤続期間	年月	年月	年月	年月	年月	年月	年月
待期満了年月日	年月日	年	月	日					
賃金日額	円	待期日数	日	日					
給付日数	日	給付制限数	日	日					
基本手当の日額		円							
備考									
上記のとおり、相違ないことを証明する。 年 月 日									
管轄公共職業安定所記載欄		求職申込み年月日		年	月	日	任命権者印		
上記のとおり、求職の申込みをしたことを証明する。 年 月 日 公共職業安定所長									

(裏) 略

失業者の退職手当受給資格証									
氏名		性別		年齢		満		歳	
住所又は居所		(郵便番号 ー)							
退職年月日	年月日	退職理由							
受給期間満了年月日	年月日	勤続期間	年月	年月	年月	年月	年月	年月	年月
待期満了年月日	年月日	年	月	日					
賃金日額	円	待期日数	日	日					
給付日数	日	給付制限数	日	日					
基本手当の日額		円							
備考									
上記のとおり、相違ないことを証明する。 年 月 日									
管轄公共職業安定所記載欄		求職申込み年月日		年	月	日	任命権者印		
上記のとおり、求職の申込みをしたことを証明する。 年 月 日 公共職業安定所長									

(裏) 略

注 意 事 項

- 1 この証は、失業者の退職手当を受けるために必要なものであるから、受給期間満了年月日まで大切に保管してください。もし、この証をなくしたり、又は毀損したときは、速やかに申し出て再交付を受けてください。
- 2 失業者の退職手当の請求をするときは、次の支給額に本証及び関係書類を添えて、任命権者に提出してください。
 - (1) 基本手当に相当する退職手当支給額 様式第20号
 - (2) 技能習得手当に相当する退職手当支給額 様式第24号
 - (3) 寄宿手当に相当する退職手当支給額 様式第25号
 - (4) 傷病手当に相当する退職手当支給額 様式第26号
 - (5) 就業手当に相当する退職手当支給額 様式第27号
 - (6) 再就職手当に相当する退職手当支給額 様式第27号の2
 - (7) 就業促進定着手当に相当する退職手当支給額 様式第27号の3
 - (8) 常用就職支度手当に相当する退職手当支給額 様式第28号
 - (9) 移転費に相当する退職手当支給額 様式第29号
 - (10) 求職活動支援費（広域求職活動費）に相当する退職手当支給額 様式第30号
 - (11) 求職活動支援費（短期訓練受講費）に相当する退職手当支給額 様式第31号
 - (12) 求職活動支援費（求職活動関係係務利用費）に相当する退職手当支給額 様式第32号
- 3 公共職業訓練等を受講することとなつたときは、速やかに、公共職業訓練等受講届及び公共職業訓練等通所届に本証を添えて任命権者に提出してください。
- 4 基本手当に相当する退職手当の支給を受けようとする期間中に自己の労働によつて収入を得たときは、その旨を必ず届け出てください。
- 5 偽りその他不正の行為（4）の届出をしない場合又は虚偽の届出をした場合も、これに該当します。）によつて基本手当に相当する退職手当の支給を受けたり、又は受けようとしたときは、以後、基本手当に相当する退職手当を受けることができなくなるほか、その返還と一定の金額の納付を命ぜられる場合があります。
- 6 給付日数は、受給期間満了年月日までの間に基本手当に相当する退職手当を受けられる最大限の日数です。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

注 意 事 項

- 1 この証は、失業者の退職手当を受けるために必要なものであるから、受給期間満了年月日まで大切に保管してください。もし、この証をなくしたり、又は毀損したときは、速やかに申し出て再交付を受けてください。
- 2 失業者の退職手当の請求をするときは、次の支給額に本証及び関係書類を添えて、もとの任命権者に提出してください。
 - (1) 基本手当に相当する退職手当支給額 様式第20号
 - (2) 技能習得手当に相当する退職手当支給額 様式第24号
 - (3) 寄宿手当に相当する退職手当支給額 様式第25号
 - (4) 傷病手当に相当する退職手当支給額 様式第26号
 - (5) 就業手当に相当する退職手当支給額 様式第27号
 - (6) 再就職手当に相当する退職手当支給額 様式第27号の2
 - (7) 就業促進定着手当に相当する退職手当支給額 様式第27号の3
 - (8) 常用就職支度手当に相当する退職手当支給額 様式第28号
 - (9) 移転費に相当する退職手当支給額 様式第29号
 - (10) 求職活動支援費（広域求職活動費）に相当する退職手当支給額 様式第30号
 - (11) 求職活動支援費（短期訓練受講費）に相当する退職手当支給額 様式第31号
 - (12) 求職活動支援費（求職活動関係係務利用費）に相当する退職手当支給額 様式第32号
- 3 公共職業訓練等を受講することとなつたときは、速やかに、公共職業訓練等受講届及び公共職業訓練等通所届に本証を添えて任命権者に提出してください。
- 4 基本手当に相当する退職手当の支給を受けようとする期間中に自己の労働によつて収入を得たときは、その旨を必ず届け出てください。
- 5 偽りその他不正の行為（4）の届出をしない場合又は虚偽の届出をした場合も、これに該当します。）によつて基本手当に相当する退職手当の支給を受けたり、又は受けようとしたときは、以後、基本手当に相当する退職手当を受けることができなくなるほか、その返還と一定の金額の納付を命ぜられる場合があります。
- 6 給付日数は、受給期間満了年月日までの間に基本手当に相当する退職手当を受けられる最大限の日数です。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

受給期間延長等申請書			
氏名	住所又は居所	受給資格証番号	
① 申請者			
② 退職年月日	年 月 日		
③ この申請書を提出する理由	イ 妊娠、出産、育児、疾病、負傷等により職業に就くことができないため ロ 事業の開始等をしたため 具体的理由		
④ ①のイの理由が疾病又は負傷の場合	傷病の名称	診療担当者	
⑤ 職業に就くことができない期間は事業を実施する期間	年 月 日から 年 月 日まで		
公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則第16条の6第1項の規定により、 上記のとおり申請します。			
年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
任命権者 殿	申請者氏名		
※ 処理欄	延長期間	年 月 日から	年 月 日まで
(添付書類) 失業者の退職手当受給資格証			

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
2 ※印欄には、記載しないこと。

受給期間延長申請書

受給期間延長申請書			
氏名	性別	男・女	受給資格証番号
① 申請者	住所又は居所		
② 退職年月日	年 月 日		
③ 職業に就くことができない理由			
④ ①の理由が疾病又は負傷の場合	傷病の名称	診療担当者	
⑤ 職業に就くことができない期間は	年 月 日から	年 月 日まで	
公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則第16条の6第1項の規定により、 上記のとおり申請します。			
年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
任命権者 殿	申請者氏名		
※ 処理欄	延長期間	年 月 日から	年 月 日まで
(添付書類) 失業者の退職手当受給資格証			

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
2 ※印欄には、記載しないこと。

様式第19号 (第16条の6、第16条の6の2関係)

受給期間延長等通知書	
申請者氏名	受給資格証番号
申請受理年月日	年 月 日
受給期間延長等の理由	イ 妊娠、出産、育児、疾病、負傷等により職業に就くことができないため ロ 事業の開始等をしたため 具体的理由 []
職業に就くことができない期間又は事業を実施する期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長等後の受給期間満了年月日	年 月 日
公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則第16条の6第5項の規定により、上記のとおり受給期間の延長等をする。	第16条の6第5項第16条の6の2第4項の規定により、上記のとおり受給期間を延長する。
年 月 日	年 月 日
	任命権者 印

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第19号 (第16条の6関係)

受給期間延長通知書	
申請者氏名	受給資格証番号
申請受理年月日	年 月 日
受給期間延長の理由	
延長後の受給期間満了年月日	年 月 日
公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則第16条の6第4項の規定により、上記のとおり受給期間を延長する。	
年 月 日	任命権者 印

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

任命権者 殿		公共職業訓練等受講届		氏名		年月日	
下記のとおり、届け出ます。							
受給資格者に関する事項	氏名住所又は居所	受給資格証番号	第	号			
公共職業安定所の名称	指示年月日	年月日	年月日	年月日			
公共職業訓練等に関する事項	種類	1. 公共職業訓練	2. 雇用保険法第63条第1項第3号の講習及び訓練	3. 障害者の雇用に関する法律第13条の適応訓練			
	種類	4. 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第25条第1項の計画に準拠した同項第3号に掲げる訓練	5. 雇用保険法第6条第5号に規定する船員の職業能力の開発及び向上に資する訓練又は講習として厚生労働大臣が定めるもの	6. 職業訓練の実施要項に定める職業の就職支援に関する法律第4条第2項に規定する認定職業訓練			
寄宿に関する事項	職種	職業	期間	昼夜間の別	昼間・夜間		
	受講開始年月日	年月日	年月日	年月日	年月日		
寄宿に関する事項	寄宿の事実	有	無	無	年月日	年月日	年月日
	寄宿前の住所又は居所	氏名	年齢	職業	同居・別居の別	同居・別居	同居・別居
寄宿に関する事項	家族の状況	受給資格者との続き柄	年齢	職業	同居・別居の別	同居・別居	同居・別居
		同居・別居の別	同居・別居	同居・別居	同居・別居	同居・別居	同居・別居
		同居・別居	同居・別居	同居・別居	同居・別居	同居・別居	同居・別居
		同居・別居	同居・別居	同居・別居	同居・別居	同居・別居	同居・別居
		同居・別居	同居・別居	同居・別居	同居・別居	同居・別居	同居・別居
上記のとおり、相違ないことを証明する。							
年 月 日 公共職業訓練等の施設の長 職名 氏名							
(添付書類) 失業者の退職手当受給資格証 氏名							
備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。							

任命権者 殿		公共職業訓練等受講届		氏名		年月日	
下記のとおり、届け出ます。							
受給資格者に関する事項	氏名住所又は居所	受給資格証番号	第	号			
公共職業安定所の名称	指示年月日	年月日	年月日	年月日			
公共職業訓練等に関する事項	種類	1. 公共職業訓練	2. 雇用保険法第63条第1項第3号の講習及び訓練	3. 障害者の雇用に関する法律第13条の適応訓練			
	種類	4. 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第25条第1項の計画に準拠した同項第3号に掲げる訓練	5. 雇用保険法第6条第5号に規定する船員の職業能力の開発及び向上に資する訓練又は講習として厚生労働大臣が定めるもの	6. 職業訓練の実施要項に定める職業の就職支援に関する法律第4条第2項に規定する認定職業訓練			
寄宿に関する事項	職種	職業	期間	昼夜間の別	昼間・夜間		
	受講開始年月日	年月日	年月日	年月日	年月日		
寄宿に関する事項	寄宿の事実	有	無	無	年月日	年月日	年月日
	寄宿前の住所又は居所	氏名	年齢	職業	同居・別居の別	同居・別居	同居・別居
寄宿に関する事項	家族の状況	受給資格者との続き柄	年齢	職業	同居・別居の別	同居・別居	同居・別居
		同居・別居の別	同居・別居	同居・別居	同居・別居	同居・別居	同居・別居
		同居・別居	同居・別居	同居・別居	同居・別居	同居・別居	同居・別居
		同居・別居	同居・別居	同居・別居	同居・別居	同居・別居	同居・別居
		同居・別居	同居・別居	同居・別居	同居・別居	同居・別居	同居・別居
上記のとおり、相違ないことを証明する。							
年 月 日 公共職業訓練等の施設の長 職名 氏名							
(添付書類) 失業者の退職手当受給資格証 氏名							
備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。							

様式第31号（第16条の12関係）

求職活動支援費（短期訓練受講費）に相当する退職手当支払額

任命権者 職 年 月 日
退職当時の所属名
退職当時の職名
住所又は居所 氏 名

下記のとおり、求職活動支援費（短期訓練受講費）に相当する退職手当を請求します。

申請者 氏名	住所又は居所	受給資格証番号			
		男	女		
講	教育訓練施設の名	受講開始年月	受講終了年月	当該講座に相当する公的資格 資格名	受講費（入学金含む）（円）
座				[]	[]
				分組	円
* 支給決定年月日		年	月	日	支給額（円）
処		計			支給額（円）
理					
権					
備					
考					
欄					

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
2 *付欄には、記載しないこと。

様式第31号（第16条の12関係）

求職活動支援費（短期訓練受講費）に相当する退職手当支払額

任命権者 職 年 月 日
退職当時の所属名
退職当時の職名
住所又は居所 氏 名

下記のとおり、求職活動支援費（短期訓練受講費）に相当する退職手当を請求します。

申請者 氏名	住所又は居所	受給資格証番号			
		男	女		
講	教育訓練施設の名	受講開始年月	受講終了年月	当該講座に相当する公的資格 資格名	受講費（入学金含む）（円）
座				[]	[]
				分組	円
* 支給決定年月日		年	月	日	支給額（円）
処		計			支給額（円）
理					
権					
備					
考					
欄					

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
2 *付欄には、記載しないこと。

様式第32号 (第16条の12関係)

求職活動支援費 (求職活動関係業務利用費) に相当する退職手当支給額

任命権者 職 年 月 日

退職当時の所属名
退職当時の職名
住所又は居所 氏 名

下記のとおり、求職活動支援費 (求職活動関係業務利用費) に相当する退職手当を請求します。

申請者	氏 名		性別		受給資格証番号	
	住所又は居所	氏名	男・女	性別		
保 野 字 ト シ ス	保野等サービス利用理由	保野等サービス事業者名	保野等サービス利用日数	保野等サービス利用日	保野等サービス利用期間内の求職活動実施日数	費用 (自己負担分) (円)
○	1. 訓練等のため 2. 訓練のため		日	日	日	円
○	1. 訓練等のため 2. 訓練のため		日	日	日	円
○	1. 訓練等のため 2. 訓練のため		日	日	日	円
○	1. 訓練等のため 2. 訓練のため		日	日	日	円
支払決定年月日 年 月 日						
項 目 計 算 欄						支給額 (円)
* ○						円
処 ○						円
理 ○						円
備 ○						円
合 計						円

備考 1 用紙の大きさは、日本標準規格A4とする。
2 *印欄には、記載しないこと。

様式第32号 (第16条の12関係)

求職活動支援費 (求職活動関係業務利用費) に相当する退職手当支給額

任命権者 職 年 月 日

退職当時の所属名
退職当時の職名
住所又は居所 氏 名

下記のとおり、求職活動支援費 (求職活動関係業務利用費) に相当する退職手当を請求します。

申請者	氏 名		性別		受給資格証番号	
	住所又は居所	氏名	男・女	性別		
保 野 字 ト シ ス	保野等サービス利用理由	保野等サービス事業者名	保野等サービス利用日数	保野等サービス利用日	保野等サービス利用期間内の求職活動実施日数	費用 (自己負担分) (円)
○	1. 訓練等のため 2. 訓練のため		日	日	日	円
○	1. 訓練等のため 2. 訓練のため		日	日	日	円
○	1. 訓練等のため 2. 訓練のため		日	日	日	円
○	1. 訓練等のため 2. 訓練のため		日	日	日	円
支払決定年月日 年 月 日						
項 目 計 算 欄						支給額 (円)
* ○						円
処 ○						円
理 ○						円
備 ○						円
合 計						円

備考 1 用紙の大きさは、日本標準規格A4とする。
2 *印欄には、記載しないこと。